

よくあるご質問

「交付要綱」「募集要項」を必ずご確認ください。

1. 総論

Q1 事業計画の相談や、申請書等の事前チェックをお願いしたいのですが、可能ですか。

A1 可能です。琵琶湖環境部循環社会推進課資源循環推進係までお問い合わせください。
なお、補助金の交付は審査会の審査を踏まえて決定しますので、事前チェックを踏まえた交付申請であっても、不交付となる場合があります。

Q2 審査結果はいつわかりますか。

A2 申請受付締切後、県が設置する審査会による審査が行われます。申請件数によっては審査に時間を要する場合もありますが、受付締切から概ね1か月程度です。審査終了後に、すべての申請者に対して、審査結果を通知します。

2. 補助対象者

Q1 「プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量に資する自主的な活動を行う団体のうち」とありますが、具体的にはどのような団体を指しますか。

A1 ①ごみの減量につながる活動をしており、②自主的に活動を行っている団体であることが必要です。

①は、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組によってプラスチックごみや食品ロスなどのごみの減量につながる活動を指します。

②は、法令等の規定によって義務付けられた取組ではなく、自ら積極的に活動を行っている団体を指します。

Q2 株式会社ですが、補助対象者に含まれますか。

A2 含まれます。令和5年度の要綱改正において、営利を目的とする団体においても補助対象者に含むこととしました。

Q3 「主として県内で1年以上活動し、実績を有する団体であること。」とありますが、どのように証明すればよいですか。

A3 交付申請の際に提出する申請書類のうち、団体に関する調書（様式第4号）の「プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量に資する活動実績」欄に、1年以上活動していることが分かるように記載してください。

Q4 「県税、消費税等に未納がないこと」とありますが、納税証明書を提出する必要がありますか。

A4 その必要はありません。県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（様式第6号）の提出に基づき、当課で未納がないことを確認します。

3. 補助対象事業

Q1 補助対象事業について、「先駆的であり、全県的なモデルとして波及効果のある活動」とありますが、県内では先駆的でも、他県等で既に実施されている活動については対象外でしょうか。

A1 県内で先駆的であれば、補助対象となります。

Q2 全県的な事業ではなく、地域を限定しての事業でも対象となりますか。

A2 地域を限定しての事業でも、将来、各地での事業のモデルとして発展していく可能性があると認められる場合は、補助対象となります。

Q3 同一団体に対する補助は、原則3回とありますが、年度で3回まででしょうか。

A3 一生涯に3回までとなります。

4. 補助対象経費

Q1 消耗品費について、「原則として1品目あたりの単価が税込み3万円未満」とありますが、例えば単価が税込み1,000円の消耗品を50個購入し、1品目の合計金額が5万円となっても差し支えないのでしょうか。

A1 お見込みのとおりです。あくまで「単価が税込み3万円未満」が条件ですので、同一品目の消耗品費の合計金額が3万円を超えて、単価に係る条件を満たせば補助対象となります。

Q2 補助事業を実施するため、事前に購入・発注等を行った経費も補助対象となりますか。

A2 補助対象外です。交付決定日以降に事業を開始（発注等）し、令和6年3月15日（金）までに終了する経費のみを補助対象とします。

なお、交付決定日とは、審査会で補助事業を採択し、交付決定について当課が交付決定通知書（様式第7号）によって補助団体に通知した日のことを指します。

5. 消費税等仕入控除税額の報告

Q1 消費税等仕入控除とは何ですか。報告とはどのように行えばよいですか。

A1 H.Pに掲載している「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金にかかる消費税等仕入控除税額報告の手引き」をご覧ください。